

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

小規模な船舶局に使用する無線設備（義務船舶局及び義務船舶局以外の船舶であつて国際航海に従事する船舶の船舶局の無線設備を除く。）は、次のとおりとする。

一 H三E電波又はJ三E電波二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の検定規則による型式検定に合格したもの（施行規則第十一条の五の規定により型式検定を要しない機器とされたものを含む。以下同じ。）又は適合表示設備（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）

- 二 A二D電波又はA三E電波二六・一七五MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備
- 三 A二D電波又はA三E電波二九・七五MHzを超え四一MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備
- 四 A二D電波又はA三E電波一五四・六七五MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備

五 前三項の検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備

六 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備

〔七 略〕

八 レーダー（検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備に限る。）

九 船舶自動識別装置（検定規則による型式検定に合格したもの）又は簡易型船舶自動識別装置（適合表示無線設備に限る。）

〔十 十四 略〕

十五 VHFデータ交換装置（適合表示無線設備に限る。）

十六 前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設備

〔一〕(8) 略

〔削る〕

十七 前各項に掲げる無線設備であつて、無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。）による改正前の設備規則の規定に基づ

一 H三E電波又はJ三E電波二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示設備（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）

- 二 A二D電波又はA三E電波二六・一七五MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備
- 三 A二D電波又はA三E電波二九・七五MHzを超え四一MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備
- 四 A二D電波又はA三E電波一五四・六七五MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備

五 前三項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備

六 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示無線設備

〔七 同上〕

八 レーダー（検定規則による型式検定に合格したもの）（施行規則第十一条の五の規定により型式検定を要しない機器とされたものを含む。以下同じ。）又は適合表示無線設備に限る。）

九 簡易型船舶自動識別装置（適合表示無線設備に限る。）

〔十 十四 同上〕

〔新設〕

十五 前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設備

〔一〕(8) 同上

十六 無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。）による改正前の設備規則の規定に適合する無線設備であつて、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合するもの

〔新設〕

つき、同規定に適合することにより表示が付された無線設備又は検定規則による型式検定に合格した無線設備のうち、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合するもの

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。